

大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針〈概要版〉

第1章 方針の策定に当たって

本方針は、幼児期の教育・保育を取り巻く様々な課題や国の制度改正を考慮しつつ、「大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会」における検討結果を踏まえ、これからの市立幼稚園及び保育所の方向性を示し、すべての子どもに良質な教育・保育を提供するための指針として策定します。

第2章 本市の幼児教育・保育を取り巻く現状

昭和55年から平成27年までの国勢調査によると、平成7年まで減少を続けていた本市の乳幼児数は、平成12年に一旦微増したほかは一貫して減少しており、昭和55年と平成27年とを比較すると、全体で32.8ポイント、12,522人減少しています。

今後とも少子化の一層の進行が懸念される一方、子育て中の女性に対する労働環境の改善や女性の社会進出を促す取組が一層推進される中で女性の就業率はさらに伸びることが予想されており、また、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

これに伴い、保育所を中心として幼児教育・保育施設の利用希望者数は逆に増加傾向にあり、今後しばらくは伸び続けるものと見込まれます。

実際に、本市の市立及び私立の保育所（園）、認定こども園等を利用する乳幼児数は年々増加しており、これは平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行後は一層顕著となっています。

一方、本市の市立及び私立（附属幼稚園を含む）の幼稚園を合わせた園児数は、平成26年度までは6,000人台で推移していましたが、平成27年度に6,000人を割り込み、平成30年度は、5,652人となっています。

第3章 市立幼稚園と市立保育所の現状

（1）市立幼稚園の状況

本市には、現在市立幼稚園が28園あり、このうち2年制保育を実施している園が9園、一時預かり事業をモデル的に実施している園が3園となっています。また、平成30年4月時点で築30年を経過している施設が20園で全体の71%となっています。

園児数は平成30年5月1日現在で637人となっており、15年前（平成16年度の園児数1,583人）の4割にまで減少するとともに、園児数が一桁の園も7園あるなど、全体として小規模化が進んでいます。

この主な要因として、ライフスタイルの多様化などに伴い、幼稚園よりも保育時間の長い保育所を選択する保護者が増えていることに加え、平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度により、市立幼稚園の保育料が各世帯の所得の状況に応じた負担となり、私立幼稚園との保育料の格差がなくなったこと、市立幼稚園に比べ、私立幼稚園においては、3歳からの多年制保育を実施していることや通園バスの運行、長時間の預かり保育などの保育サービスの充実が図られていることなどが考えられます。

また、現行の大分市幼児教育振興計画（平成21年度策定）に基づき、平成21年度以降7園の統廃合を行うとともに、2年制保育を2園で導入してきました。

（2）市立保育所の状況

本市には、市立保育所が河原内に設置しているへき地保育所を含めて14園あります。このうち、平成30年4月時点で築30年を経過している施設が8園で全体の57%となっています。

入所児童数は平成30年4月1日現在で1,174人となっており、高い保育需要を背景に、すべての園で定員数とほぼ同じ入所児童数の受け入れが続いています。

また、平成26年度には、民間活力を活用した待機児童の解消策のひとつとして新桜町保育所を民営化しています。

第4章 市立幼稚園と市立保育所の役割

今後、市立の幼稚園と保育所の一体化を図り、国が定める幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいたスタンダードな幼児教育・保育の実践・研究、及び先進的な実践・研究に一層取り組み、その成果や課題を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有を図るなど、地域における幼児教育・保育の拠点施設としての役割を果たしていきます。

1. 幼児教育・保育の質の向上と人材の育成
2. 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育の充実
3. 小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の充実
4. 地域における子育て支援の拠点機能の拡充
5. 幼児教育・保育の機会均等の確保

第5章 市立幼稚園と市立保育所の将来構想（在り方の方針）

本市では、少子化の進行や市立幼稚園における園児数の減少、女性の就業率の上昇など、幼児教育・保育環境が大きく変化する中、望ましい集団活動が行える園児数を確保しながら、子どもの「生きる力」の基礎をはぐくむ教育・保育の実践と、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスの提供が求められています。

このことを踏まえ、今後、市立幼稚園と市立保育所は、幼稚園及び保育所の枠組みに捉われず、地域における幼児教育・保育の拠点施設として担う役割を効果的に果たすため、すくすく大分っ子プランに定める地区公民館区域を基本単位とし、各区域に原則として1カ所の幼保連携型認定こども園として整備を進めていきます。また、市立幼稚園の新たな休園・統廃合基準を定め、これに従い、順次再編することで、子どもたちにとって望ましい集団活動の提供など、幼児教育・保育の質の充実を図ります。

【本市が考える望ましい集団活動ができる規模】

幼稚園教育における望ましい集団規模については、国の設置基準である1学級あたり35人以下を踏まえるとともに、市立幼稚園を設置している中核市の状況を参考とし、また、本市の実践上の効果を考慮して、年齢による違いはありますが、1学級あたりの適正規模として、15人～30人が望ましいと考えます。

さらに、本市では学級編制に係る運用基準により、1学級の定員を30人とし、31人の申込みがあった際は2学級設置していること、グループ活動が堅実に行える目安の人数として5人程度の小グループを3つ以上作り集団保育の教育的効果を高めること、効率的な園運営の観点などを勘案し、学級編制基準の下限を15人とします。

【市立幼稚園の休園・統廃合基準のポイント】

①本市が考える子どもにとって望ましい集団活動ができる規模である1学級あたり15人～30人と、学級編制基準の下限を15人としたことを踏まえた基準としています。

②学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が14人以下となる場合は、その人数に応じて、段階的に休園・統廃合を行っていきます。

- ・入園児数が10人～14人の場合が3年連続続くと翌年4月に統廃合します。〈基準1〉
- ・入園児数が5人～9人の場合が2年連続続くと翌年4月に統廃合します。〈基準2〉
- ・出願者数が0人～4人の場合は、翌年4月に休園し、翌々年4月に統廃合します。ただし、激変緩和措置を設けます。〈基準3〉

・例外として、基準1、2及び3により、同一地区公民館区域において、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合や、市立の認定こども園が設置されるまでの間に市立幼稚園がすべて統廃合となる場合には、地域の実情を勘案して総合的に判断します。また、各地区公民館区域に、市立の認定こども園を設置する際は、当該基準に関わらず、別途、同地区内の他の市立幼稚園の統廃合を検討します。

③休園・統廃合基準は、平成30年度の学級編制基準日（入園式の日）から適用します。